

## 旧特別養護老人ホーム蔵前等施設の活用について

### 1 荒川区への貸付について

旧特別養護老人ホーム蔵前等施設の活用においては、荒川区が所有する「特別養護老人ホームグリーンハイム荒川」に暫定利用として貸付けを行う。

今回、貸付等に関する事項を定め、地方自治法第244条の3「公の施設の区域外設置」の協議など荒川区と連携しながらすすめていく。

### 2 貸付の概要

- (1) 貸付期間（予定）：令和7年8月1日から令和9年9月30日まで（26ヵ月）
- (2) 貸付範囲：全館
- (3) 貸付金額：月額4,436,500円
- (4) 施設の維持管理等：施設運営に要する公共料金をはじめ維持管理費用、修繕費用、付属設備故障時の代替措置に係る費用、原状回復費用などは荒川区が負担する。

### 3 公の施設の区域外設置に関する協議

荒川区の公の施設を区域外である台東区に設置するため、地方自治法第244条の3第1項による協議を行う。

### 4 その他

#### ○二次避難所施設利用に関する協定の締結

台東区地域防災計画に基づく二次避難所（福祉避難所）として利用することができるように必要な事項を定め、施設利用に関する協定の締結をすすめていく。

### 5 今後の予定

令和7年	7月	賃貸借契約締結
	8月	貸付開始
令和9年	9月	貸付終了